

金ヶ崎町農業委員会憲章

私たちは、農業・農村・農業者の代表機関としての自覚を持ち、農業者の期待と信頼に応え、活力ある農業と豊かな農村を築くため、ここに農業委員会憲章を定めます。

- 1 委員会は、農業・農村・農業者の代表として、誇りと責任ある行動を実践します。
- 1 委員会は、適正な農地行政の実現に努め、優良農用地の確保と効率利用を進めます。
- 1 委員会は、活力ある農業を築くため、意欲ある担い手・後継者・農業法人の育成・確保を推進します。
- 1 委員会は、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化を推進します。
- 1 委員会は、農業者の期待と信頼に応え、地域リーダーとしての知識の習得、研修、資質の向上に努めます。

平成22年12月17日制定